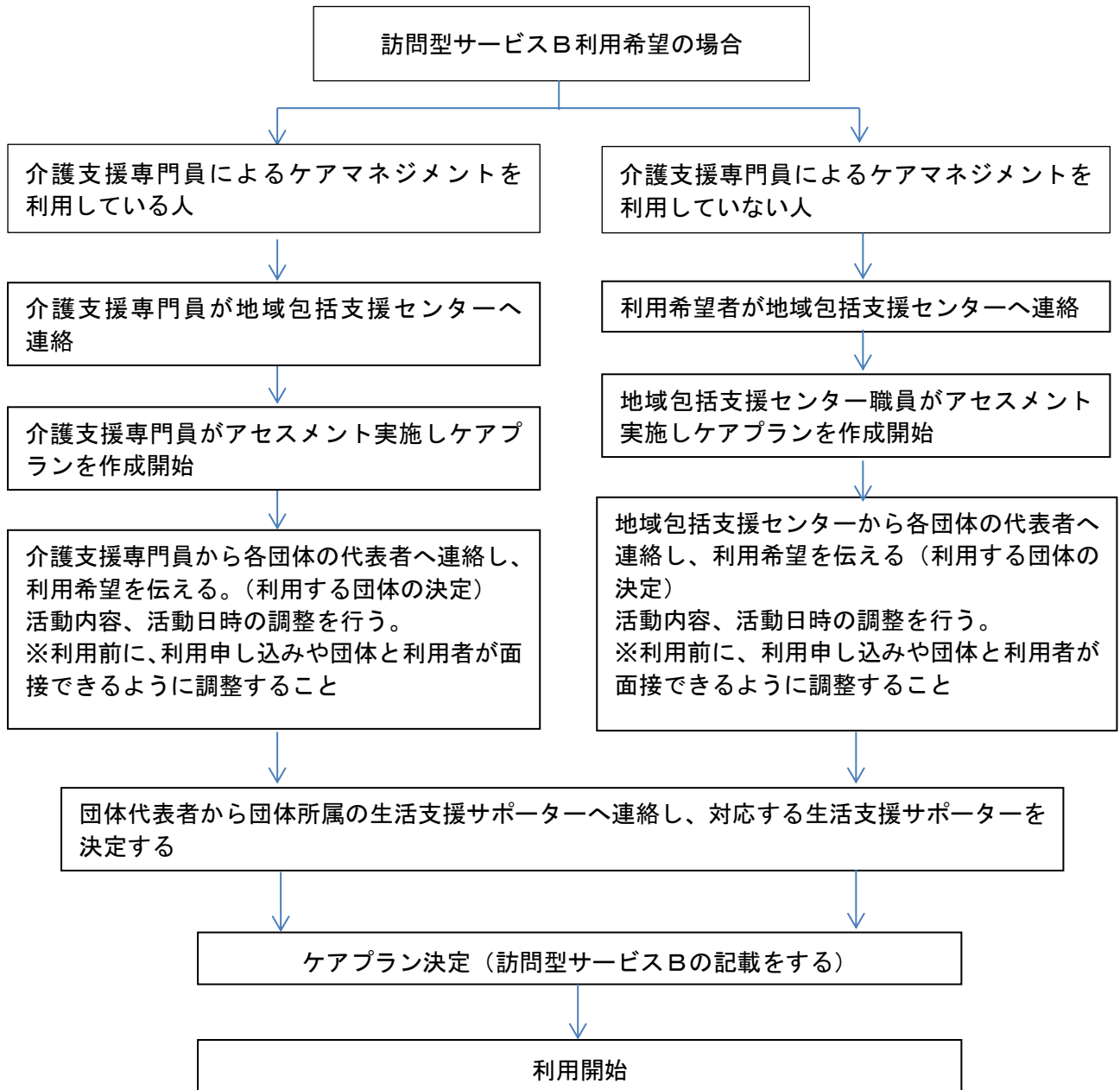
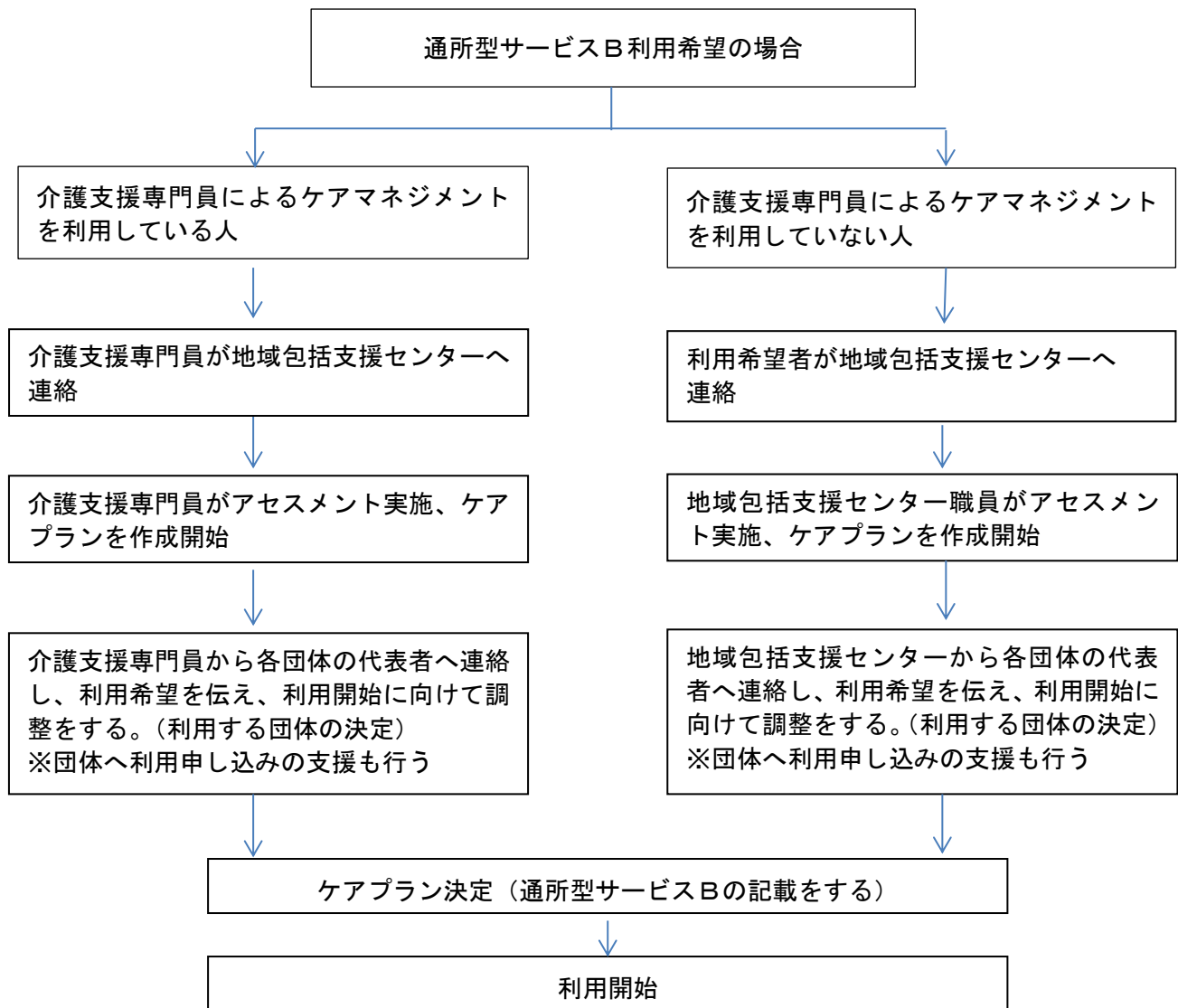


サービスB（住民主体の生活支援サービス）の利用調整方法について



【訪問型サービスB利用時の注意点】

- ・ケアプランに訪問型サービスBを位置づけてください。
 - ・サービスは、利用者の自立支援に資するために利用するものです。
 - ・利用前に、介護予防サービス・支援計画書及び**基本情報の写し**を利用団体へ渡してください。**（基本チェックリスト、興味関心チェックシートは不要）**
※基本情報の写しを提供する際は、個人情報の団体への開示について本人に開示部分について確認をしてください。
※プランを渡した際に、計画書の利用期間を伝えてください。
- 訪問型サービスBは団体によって、提供できるサービスや利用料金が異なります。
- ・団体の活動内容等不明な点は生活支援コーディネーターへ確認してください。



【通所型サービスB利用時の注意点】

- ・ケアプランに通所型サービスBを位置づけてください。
- ・サービスは、利用者の自立支援に資するために利用するものです。
- ・利用前に、介護予防サービス・支援計画書及び**基本情報の写し**を利用団体へ渡してください。**(基本チェックリスト、興味関心チェックシートは不要。)**
 ※基本情報の写しを提供する際は、個人情報の団体への開示について本人に開示部分について確認をしてください。
 ※プランを渡した際に、計画書の利用期間を伝えてください。
- ・通所型サービスBは団体によって、提供できるサービスや利用料金が異なります。
- ・団体の活動内容等不明な点は生活支援コーディネーターへ確認してください。

～訪問型・通所型サービス 利用団体への書類提供について～

- ・利用団体より、基本チェックリスト、興味関心チェックシートをほしいと依頼がある場合があります。その際は、利用者様の同意を得たうえで写しをお渡しください。
- ・利用団体より、基本情報の写しは必要ないと言われる場合もあります。その際は計画書のみ交付をしてください。